

# 斐伊小学校いじめ防止基本方針

令和4年5月改訂

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

※ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

## 2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本校では、すべての児童が安全で安心して学べる明るくいじめのない学校をめざして、全教職員が一丸となっていじめ防止に取り組んでいくために、斐伊小学校いじめ防止基本方針を策定した。

### 【基本理念】

- ①いじめは、人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ②いじめは、どの学校・学級・児童でも起こりうるものであるという立場に立つこと
- ③いじめを許さない風土作り、未然防止、早期発見を常に心がけること
- ④いじめ問題には、被害者の立場に立って対応にあたること
- ⑤いじめ問題には、学校・保護者・地域・関係諸機関の連携が不可欠であること

## 3 いじめの未然防止のための取組

### (1) 教職員の資質向上

- ・教職員がいじめを許さない確固たる信念を持ち、いじめを見抜く力、いじめを防止する指導力を磨くための研修を行う。
- ・校内のすべての教職員のいじめの問題等に関する共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。
- ・分かりやすい授業、心に響く授業を展開できるよう、校内授業研究や研修会への参加を積極的に行う。
- ・人間関係づくり、居場所づくりや学級活動、話し合い活動といった学級集団についての研修を深め、学級経営力を養う。
- ・児童対象の学校評価アンケートで授業に対する評価項目を設け、授業改善に役立てる。

### (2) 学校の教育活動全体を通じた人権教育、道徳教育の充実

- ・あいさつや言葉遣いの指導に重点を置き、学級や学校全体が優しさや明るさに包まれ

- るよう風土づくりに心がける。
- ・全教育活動を通じて「いじめは絶対に許されないことである」という認識を持たせ、「いじめをしない、許さない、見逃さない」という態度を育てていく。
  - ・道徳の授業で、命の尊さや人権の大切さ、いじめの卑劣さについて、学年に応じて指導する。
  - ・心に響く道徳の授業を目指して教材や指導法を工夫し、友情や思いやり、優しさといった価値に触れることで、自分の行動や生活を振り返らせる。
  - ・『夢』発見プログラム」に基づくキャリア教育活動を通して、社会性などを醸成する。

### (3) 自尊感情の育成

- ・児童一人一人のよさや違いを認め、自分を大切にしたり相手を思いやったりする心を育てる。
- ・児童に分かる授業、児童が活躍できる特別活動、児童が主役の学校行事等を展開することで、学習に対する意欲や達成感、成就感を味わわせ、自己有用感や自尊感情を育てる。
- ・人との関わり方を身に付けさせるための取組を学級活動や朝の会、終わりの会等で取り入れる。

### (4) 豊かな情操を育む体験活動

- ・本物との出会いや福祉体験、ボランティア活動等を積極的に取り入れ、感動を味わわせ、感性を磨いたり豊かな心を育んだりする。
- ・児童同士や地域の方など他者と関わる機会を多く持ち、人と協力したり助け合ったりする喜びを味わわせるとともに、感謝の気持ちを育てていく。

### (5) 保護者・地域への啓発

- ・便りやPTA総会、個人懇談等あらゆる機会を通じて、いじめ防止・法の趣旨及び法に基づく対応についての理解と協力を求める。
- ・インターネットやメールを利用してのいじめの実態や留意点について、PTA研修会等を通じて情報提供したり意見交換したりする機会を設ける。
- ・授業公開日には人権教育に関わる授業を公開する。

## 4 いじめの早期発見への取組

### (1) 日常の観察

- ・朝礼での健康観察、休憩時間の過ごし方、授業中の表情などに気を配る。
- ・保健室への来室状況から、担任と養護教諭で情報交換を行う。
- ・いじめをはじめとする人権侵害に対する相談窓口として、教頭と養護教諭を指定・周知し、相談に応じる。
- ・特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に実施する。また、保こ幼小中の連携をさらに進め、配慮が必要な児童について情報共有を行う。

### (2) 日記、連絡帳などの活用

- ・日記や連絡帳を活用して、担任と児童、担任と保護者が気軽に連絡を取り合い、信頼関係を築く。

### (3) お話タイム（個人面談）保護者面談

- ・1・2学期に各1回、担任と児童のお話タイム（個人面談）を、11～12月に保護者面談を実施し、一人一人の思いや悩みを把握する。

- ・お話タイム（個人面談）については、児童が希望する場合は、担任以外の職員も行う。

#### （４）学校評価アンケート、アンケート Q-U、その他のアンケートの活用

- ・年 3 回生活習慣調査（元気アップカード）を実施し、生活実態を把握する。
- ・年 2 回アンケート Q-U を実施し、学級集団の実態や個々の満足度・所属感等について把握し、指導に役立てる。
- ・毎月 1 回「にこにこアンケート」を実施し、児童の実態をつかみ、毎月の生徒指導委員会の議題に挙げる。
- ・いじめに対する取組については、学校評価の評価項目に位置付けて評価をしていく。

### 5 いじめへの迅速かつ組織的な対応 … 「いじめ対応マニュアル」参照

#### （１）迅速かつ正確な実態把握

- ・いじめの訴えや疑いが生じた場合は、速やかにいじめ防止対策委員会を開催し、関係者への聴き取り等担当を分担して事実の正確な把握を行う。
- ・いじめの訴えを受け、または、いじめを確認した教職員は、速やかにいじめ防止対策委員会へ報告を行う義務がある。

#### （２）組織としての対応

- ・校長の指示のもと、事実関係をもとに指導方針を立て、全教員が共通理解したうえで、被害児童へのケア、加害児童への指導、保護者への連絡、市教委への報告、関係機関との連携等、役割を分担して組織として対応する。

#### （３）児童への指導

- ・被害児童、加害児童、その他の児童に対して、誰が、いつ、どのように指導するのか共通理解を図ったうえで、複数教員で指導やケアを行う。

#### （４）保護者との連携

- ・被害児童の保護者、加害児童の保護者、その他の保護者への説明と理解、今後の対応策と協力等について、PTA 役員とも協議しながら個別又は保護者会を必要に応じて開催し、誠意を持って対応にあたる。

#### （５）いじめが起きた集団への指導

- ・いじめを傍観していた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

#### （６）インターネット上のいじめへの対応

- ・児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかの把握に努めるなど、早期発見のための取組を推進する。インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、デジタルシティズンシップを身に付けさせるための教育の充実等を図るとともに保護者への啓発を行う。

いじめが「解消している」状態とは、

- 被害者に心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- という、次の2つの要件が満たされている必要があり、学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を守り通し、その安全を確保する責任がある。

## 6 いじめ防止のための校内組織

### (1) 生徒指導委員会

- ・ いじめに限らず、月1回程度児童の様子について情報交換し、気になる児童についての対応について協議する。
- ・ 生徒指導についての研修の場とする。

### (2) いじめ防止対策委員会

- ・ 基本方針に基づいた取組状況の確認や検証を行う。
- ・ いじめの恐れがある場合やいじめの事実を確認した場合の対応について協議する。
- ・ 構成員は次の通り

校内：校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担任

(必要に応じて、教務主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当等)

校外：指導主事（市教委、教育事務所）、SC、SSW

(必要に応じて、その他関係者)

## 7 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめによる重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合  
(「いじめ防止対策推進法」より)

### (2) 重大事態への対処

- ・ 重大事態が発生した旨を、雲南市教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- ・ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

# 斐伊小学校 いじめ対応マニュアル

